

就学援助についてのお知らせ

町では、経済的に困りで、一定の条件を満たしたご家庭へ学用品費などの援助をしています。

1 援助を受けられる世帯

下記の(1)と(2)の両方を満たした方が認定となります。

- (1) 世帯合計の収入が、要保護(生活保護)世帯の基準額の1.5倍未満の世帯
- (2) 児童扶養手当を受けている、町民税が非課税である、固定資産税が減免である、国民年金が減免の世帯など、いずれかの措置を受けている場合

<認定例>

- ① 父(45歳)、母(40歳)、中1、小3の4人家族の場合
世帯合計年収400万円、国民年金が減免の世帯
- ② 母(35歳)、小1の2人家族の場合
年収250万円、児童扶養手当を受給している世帯

世帯の状況などにより、
個別に判断します。

2 申請について

希望される方は、4月に学校から配布される申込書を学校へ提出してください。

<申請順序>

- ① 申込書を学校へ提出
- ② 後日、学校から就学援助申請書が配布されます。
- ③ 必要事項を記入した、就学援助申請書と証明書類を学校へ提出
- ④ 教育委員会から認定の可否が通知されます。

年度途中でも申請可能ですので、4月以降は教育委員会に直接お問合せください

3 援助の内容

小学生 年額16,000円～19,000円程度

中学生 年額33,000円～39,000円程度

その他、小1、中1 入学準備金(小 57,060円、中 63,000円)

小6、中3 修学旅行の実費経費

小6、中3 卒業アルバム代等(実費分、小 11,000円まで、中 8,800円まで)

小1、小4、中1 体育実技費(11,810円)を別途支給します。

支給時期 6月、12月、3月(入学準備金は前年度の3月)

- ◆ 支給する金額は学校・学年によって違います。
- ◆ 生活保護を受けている方は、修学旅行費のみが対象です。
- ◆ 学用品費等について、年度途中に申請し認定された方は月割支給となります。

4 お問い合わせ先

〒086-1632 標津町北2条西1丁目1番3号

標津町教育委員会管理課 学校教育担当 TEL: 82-3110 FAX: 82-3111